

千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、治療費が高額な特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊治療に対する総合的な支援体制の推進を図ることを目的とする。ただし、令和4年4月1日から、有効性・安全性の確認された不妊治療が保険診療に位置づけられることから、保険適用への円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられている市民の方々の治療計画に支障が生じないよう、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した市民が年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精による不妊治療で、次の各号に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できないときに、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産することをいう。）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが子宮の摘出等により妻が妊娠できないときに、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産することをいう。）

2 この要綱において「国民健康保険法等」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(対象者)

第3条 特定不妊治療の費用の助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により届け出て法律上の婚姻をしていること。または生まれてくる子の福祉に配慮し、治療の結果、出生した子について認知を行う意向がある事実婚関係にあること。
- (2) 夫婦のいずれか一方又は双方が本市に住所を有すること。
- (3) 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又はその可能性が極めて少

- ないと医師に診断されていること。
- (4) 市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、その同意の下に特定不妊治療を受けていること。
 - (5) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
 - (6) 治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了していること。
- なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。また、別表1に定めるCの治療ステージである場合については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には対象とする。

（助成の範囲及び助成額等）

- 第4条 助成は、指定医療機関で受けた国民健康保険法等による給付の対象とならない特定不妊治療に要する費用について行うものとする。なお、医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合であっても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。
- 2 助成の額は、特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき、30万円まで助成することとする。ただし、別表1のC、Fについては10万円までとし、G及びHは助成の対象としない。
 - 3 特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、第2項で定めた額のほか、1回の治療につき30万円まで助成する。（ただし、別表1のCの治療を除く。）
 - 4 助成回数は、1回までとする。なお、これまでの助成を受けた回数が、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である時は通算6回、40歳以上である時は通算3回を超えている場合は、助成対象外とする。また、助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。その場合は、原則、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認する。また、妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができる。その場合は、死産届の写し等により確認する。
 - 5 他の自治体において助成を受けているときは、この要綱による助成を受けたものとみなして、前項の規定を適用するものとする。

（助成の申請）

- 第5条 助成を受けようとする者は、原則として、特定不妊治療が終了した日（医師の判断により治療を中止した場合にあっては、中止した日）の属する年度の末日（ただし、

特定不妊治療が終了した日が2月及び3月に属している場合は、翌年度の5月末日)までに、千葉市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)及び千葉市特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)に、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請で2回目以降に提出する書類のうち、市長が不要と認めるものについては、提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により申請を受けたときは、助成を受けようとする者の婚姻関係の確認をすることとする。事実婚関係にある夫婦が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認する。

(助成の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成をすることと決定したときは千葉市特定不妊治療費助成事業承認決定通知書(様式第3号)により、助成をしないことと決定したときは千葉市特定不妊治療費助成事業不承認決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成することと決定したときは、助成する額を助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成台帳)

- 第7条 市長は、助成を行ったときは、千葉市特定不妊治療費助成事業台帳(様式第5号)を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行う。

(助成金の返還)

- 第8条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(医療機関の指定等)

- 第9条 市長は、助成の対象となる特定不妊治療を実施する医療機関を指定するものとする。
- 2 前項の規定による医療機関の指定は、別表2-1の「千葉市特定不妊治療費助成事業の医療機関指定基準(採卵・胚移植を行う医療機関)」又は別表2-2「千葉市特定不妊治療費助成事業の医療機関指定基準(手術により精子の採取を行う医療機関)」を満たし、公益社団法人日本産婦人科学会(以下「学会」という。)の会告等に基づき登録された医療機関のうち、適当と認められる医療機関について行うものとする。
 - 3 指定を受けようとする医療機関は、千葉市特定不妊治療実施医療機関指定申請書(様式第6号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに審査し、必要に応じて現地調査を行い、指定する時は、千葉市特定不妊治療実施医療機関指定書（様式第7号）を交付し、指定しないときは、理由を付してその旨を申請者に交付するものとする。
- 5 他の都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）若しくは中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の知事又は市長が特定不妊治療を実施するのに適当であると認める医療機関は、第1項の市長が指定する医療機関とみなし、本事業の対象とする。
- 6 指定を行った医療機関についても、3年程度を目処に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、速やかに調査を行い、指定の取り消しを行うことができるものとする。
- 7 指定医療機関がその名称、住所地又は実施する特定不妊治療の内容等を変更する場合は、千葉市特定不妊治療実施医療機関変更等届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。特定不妊治療を休止、再開又は廃止する場合においても、同様とする。

（不妊に関する相談及び広報活動）

第10条 この事業の実施にあたっては、不妊専門相談センター等との連携を図り、必要な情報提供やカウンセリングを行うなどの相談支援に努めるものとする。

- 2 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するよう努めるものとする。
- 3 不妊専門相談センターは、保健・医療機関等と連携をとって相談支援を行うものとする。
- 4 市は、不妊の要因や治療に関する事等、不妊治療に関する理解を深めるために広く市民へ普及啓発を図るものとする。また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施するものとする。

（実績・成果の把握）

第11条 指定医療機関は、助成を受けようとする夫婦に対し、行われた特定不妊治療の内容及び妊娠の経過について、学会に報告することをあらかじめ説明する。

また、不妊治療の実施に係る情報について、別表第3-1及び別表第3-2に従い、千葉県に提出することとする。なお、別表第3-1の提出は必須とするが、別表第3-2については任意とする。

- 2 市長は、前項により千葉県に提出された情報を把握し、千葉県ホームページにて公開していることを確認する。

（秘密の保持および個人情報の保護）

第12条 この事業を行なうにあたっては、個人情報の保護に最大の配慮を払うとともに秘密の保持に努め、この事業により知り得た秘密をこの事業の目的以外に使用してはなら

ない。

- 2 助成の適正を判断するにあたり、他自治体および医療機関に対し、助成および治療に関する情報の照会並びに提供を求める場合は、千葉市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）により行うこととする。

（留意事項）

第13条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成17年1月1日以降に助成認定が決定された特定不妊治療費助成事業から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の規定は、平成17年1月1日以降に助成認定が決定された特定不妊治療費助成事業から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成17年1月1日以降に助成認定が決定された特定不妊治療費助成事業から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日より適用する。
- 2 平成21年4月1日から平成21年9月30日までに申請を受付し、改正前の要綱の規定により助成決定を受けた者は、当初申請時に添付した千葉市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）に記載されている特定不妊治療について、15万円から当初申請により既に助成を受けた金額を差し引いた金額を上限として、追加申請をすることができる。
- 3 前項の追加申請については、千葉市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）の欄外右上に「㊟」と記載した上で、第5条の規定に準じ取り扱い、決定については第6条、第7条並びに第8条の規定に準じ取り扱う。なお、要綱第4条第2項に規定する1年度あたりの助成回数の上限については、追加申請の回数を含めないものとする。
- 4 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月9日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

（新型コロナウイルス感染防止に係る対象者の特例）

- 1 令和2年3月31日において妻の年齢が42歳である夫婦であって、同年4月1日から令和3年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したものに対する第3条第5号の規定の適用については、同号中「43歳」とあるのは「44歳」とする。

（新型コロナウイルス感染防止に係る助成回数の特例）

- 2 令和2年3月31日において妻の年齢が39歳である夫婦であって、同年4月1日から令和3年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症防止の観点から治療を延期したのものに対する第4条第4項の規定の適用については、同項中「40歳」とあるのは「41歳」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(上乗せ助成分に関する経過措置)
- 2 令和2年4月1日から同年6月30日までの間に、別表1のA,B,D,Eのいずれかに係る2回目以降の申請をした者であって、治療費の額が15万円を超えている者は、申請時に添付した千葉県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)に記載されている特定不妊治療に関し、第4条第2項に規定する上加申請をすることができる。この場合において、千葉県特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)の欄外右上に「上乗せ分」と記載して使用するものとし、申請については第5条の規定を準用する。また、助成の決定等、助成台帳及び助成金の返還については、それぞれ第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。なお、当該追加申請については、第4条第7項に規定する助成回数には含めないものとする。
(既に使用されている書類に関する経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
(作成済みの書類に関する経過措置)
- 4 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した治療分から適用する。
(既に使用されている書類に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
(作成済みの書類に関する経過措置)
- 3 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年2月3日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した治療分から適用する。

(拡充助成分に関する経過措置)

- 2 令和3年1月1日から同年2月2日までに、令和3年1月1日以降に終了した治療分の別表1のA,B,D,E及び男性不妊治療のいずれかに係る2回目以降の申請をした者または別表1のC,Fのいずれかに係る申請をした者であって、改正前の要綱の規定により助成決定を受けた者は、当初申請時に添付した千葉県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)に記載されている特定不妊治療について、別表1のA,B,D,E及び男性不妊治療は30万円、別表1のC,Fは10万円から当初申請により既に助成を受けた金額を差し引いた金額を上限として、追加申請をすることができる。
- 3 前項の追加申請については、千葉県特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)の欄外右上に「拡充分」と記載した上で、使用するものとし、申請については第5条の規定を準用する。また、助成の決定等、助成台帳及び助成金の返還については、それぞれ第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。なお、当該追加申請については、第4条第4項に規定する助成回数には含めないものとする。

(令和2年度における助成の申請に係る特例)

- 4 令和3年1月1日から同年3月31日まで終了した治療分に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「2月及び3月」とあるものは「1月から3月まで」とする。

(既に使用されている書類に関する経過措置)

- 5 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

(作成済みの書類に関する経過措置)

- 6 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(既に使用されている書類に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。ただし、治療開始日が令和4年度中の別表Cの治療ステージについては、改正後の様式第2号-1の書類を用いて申請することとする。

(作成済みの書類に関する経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。ただし、治療開始日が令和4年度中の別表Cの治療ステージについては、改正後の様式第2号-1の書類を用いて申請することとする。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。